

○府中町建設工事最低制限価格算定要領

平成28年7月20日制定

府中町建設工事最低制限価格算定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、府中町建設工事執行規則（平成19年規則第21号）第8条に規定する最低制限価格の算定方法について、必要な事項を定める。

(適用対象)

第2条 この要領は、町が発注する建設工事のうち土木一式工事、建築一式工事及び舗装工事に係る入札に適用する。

(最低制限価格の算定)

第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった設計書の次に掲げる額（円未満の端数は切り捨てる。）の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

(1) 直接工事費の額に10分の8.73を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の8.1を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に10分の8.1を乗じて得た額

(4) 一般管理費等の額に10分の4.95を乗じて得た額

2 前項の規定により算定した最低制限価格が、予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合は10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は10分の7.5を乗じて得た額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、予定価格に10分の7.5から10分の9までの範囲内で、契約担当職員の定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

附 則

この要領は、平成28年8月1日から施行し、平成28年9月1日以降に公告又は指名通知するものから適用する。

附 則

この要領は、平成29年8月1日から施行し、平成29年9月1日以降に公告又は指名通知するものから適用する。